

議案第33号

令和6年度 観音寺市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度観音寺市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業

ア	接続人口	9,647	人
イ	年間総処理水量	2,488,952	m ³
ウ	一日平均排水量	6,819	m ³
エ	主な建設改良事業		
(ア)	管路工事	166,500	千円
(イ)	処理場工事	105,697	千円
(ウ)	ポンプ場工事	3,000	千円

(2) 農業集落排水事業

ア	接続人口	482	人
イ	年間総処理水量	40,225	m ³
ウ	一日平均排水量	110	m ³
エ	主な建設改良事業		
(ア)	処理場工事	8,115	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(1) 公共下水道事業

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,260,032 千円
第1項 営業収益		632,693 千円
第2項 営業外収益		627,339 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1,244,658 千円
第1項 営業費用		1,172,659 千円
第2項 営業外費用		66,899 千円
第3項 特別損失		100 千円
第4項 予備費		5,000 千円

(2) 農業集落排水事業

	収	入
第1款 下水道事業収益		47,568 千円
第1項 営業収益		6,392 千円
第2項 営業外収益		41,176 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		48,061 千円
第1項 営業費用		46,169 千円
第2項 営業外費用		1,392 千円
第4項 予備費		500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額450,449千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,449千円、過年度分損益勘定留保資金79,945千円及び当年度分損益勘定留保資金353,055千円で補てんするものとする。）。

(1) 公共下水道事業

	収	入
第1款 資本的収入		372,570 千円
第1項 企業債		214,000 千円
第2項 国・県補助金		109,000 千円
第9項 他会計出資金		49,570 千円
	支	出
第1款 資本的支出		799,658 千円
第1項 建設改良費		275,197 千円
第2項 固定資産購入費		8,983 千円
第4項 企業債償還金		510,466 千円
第7項 その他資本的支出		12 千円
第8項 予備費		5,000 千円

(2) 農業集落排水事業

	収	入
第1款 資本的収入		1,374 千円
第5項 工事負担金		142 千円
第9項 他会計出資金		1,232 千円
	支	出
第1款 資本的支出		24,735 千円
第1項 建設改良費		8,115 千円
第4項 企業債償還金		14,620 千円
第8項 予備費		2,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千 円)
公共下水道処理区域内における水洗便所への改造者に対し、令和6年度に金融機関が融資した改造資金に対する利子補給	令和7年度から 令和10年度まで	貸付けの翌月から毎月 12,500円償還で償還完了 までの利息
公共下水道処理区域内における水洗便所への改造者に対し、令和6年度に金融機関が融資した改造資金に対する損失補償	令和7年度から 令和10年度まで	融資した金融機関が受け た損失額
下水道施設維持管理業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	550,698

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業 資本費平準化債	174,000 40,000	普通貸借又 は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 資金について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	40年以内償還又は 借入先の融資条件 による。ただし、 市財政の都合によ り繰上償還又は低 利に借換すること ができる。
合 計	214,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第9条に定める経費以外の同一款内の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければ
ならない。

(1) 職員給与費 79,862 千円

令和6年2月28日 提出

観音寺市長 佐伯 明浩